**がん検診精密検査依頼書兼結果報告書様式について**

**資料６**

**１．これまでの経過**

* 第二期大阪府がん対策推進計画においては、がん検診の提供体制の確保及び精密検査受診率向上を目的に、**「府内のどこの地域においても標準的かつ精度の高い精密検査や治療が実施され、精密検査実施機関から市町村と検診機関へ検査結果が確実に報告される体制の徹底を図る。」**と掲げている。

⇒　府計画のアクションプランにおいて、平成26年度に府内市町村が使用する精密検査結果報告書の統一を検討する事とした。

**【平成25年度】**

1. 平成25年10月25日付け、厚生労働省より、地域保健・健康増進事業報告の子宮がん検診結果における調査票が変更される旨通知。
2. 調査票の変更に伴い、子宮がんの精密検査結果報告様式に関しては、平成26年度から新たな様式を適用するため、他４がん（胃・大腸・乳・肺）に先立ち統一様式を作成、平成25年度第２回がん検診・診療部会（平成16年２月６日開催）にて当該様式を市町村へ提供する旨報告を行い、平成26年３月19日付け健第3665号にて、がん検診・診療部会長及び健康医療部長連名で府内市町村あてに報告様式を発出。

**【平成26年度】**

　　子宮がんと同様に他４がんの精密検査結果報告様式についても平成26年度第２回がん検診・診療部会（平成27年２月24日開催）にて統一様式を報告の上、平成27年３月11日健第3663号にて、がん検診・診療部会長及び健康医療部長連名で府内市町村あてに報告様式を発出。

■地域保健・健康増進事業報告調査票の改正について

①平成29年度報告における**肺がん検診**精密検査結果調査票が変更された。（資料６ Ｐ２）

②平成30年度報告における**大腸がん検診**精密検査結果調査票が変更された。（資料６ Ｐ４）

■変更した統一様式について、各市町村に通知を発出する。

■市町村担当者研修会で調査票の改正内容についての周知を行う。

■なお、今後地域保健・健康増進事業報告調査票が改正された場合、市町村は速やかに精検結果報告書を変更する必要があることから、今後調査票に改正のあった場合は府統一様式についても即時変更対応の上市町村に発出し、後日部会にて報告を行う。

**３．今後の取組みについて**

■地域保健・健康増進事業報告調査票改正への対応

・現行の統一様式では改正された地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を把握できないことから、肺がん検診及び大腸がん検診の統一様式を資料６別紙１及び２の案のとおり一部変更する。

■肺がん検診の統一様式にスケッチを追加

　１次検診機関から所見用紙の添付のない場合でも指摘部位や所見を確認できるよう、資料６別紙１の案のとおり１次検診結果欄に肺のスケッチを追加する。

**２．今回の様式の変更について**